



受大監第30号

令和8年8月21日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 戸野 克則

大山町監査委員 野口 俊明



令和7年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 令和7年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和7年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和7年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和7年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和7年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和7年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和7年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和7年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和7年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和7年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和7年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和8年7月8日から8月6日までのうち9日間

3. 審査の場所

大山町役場 議会図書室

4. 審査の出席者及び説明者

戸野 克則・野口 俊明・総務課長ほか各担当課長等

5. 審査の方法

審査にあたっては、町長から提出された令和7年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、

- ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
- ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
- ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
- ④ 財産管理は、的確になされているか、
- ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

令和7年度決算審査資料に沿って各課の主要施策の成果等について説明を受けた。それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値についても適正に執行されていることが認められた。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

令和7年度一般会計歳入総額は130億4,439万2千円、歳出総額は126億3,546万5千円で、歳入歳出差引額は4億892万7千円であるが、このうち7,112万8千円は翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は3億3,779万9千円となる。

(1) 歳入

歳入決算は、予算額 139 億 56 万 4 千円に対し、調定額は 133 億 1,424 万 3 千円、決算額は 130 億 4,439 万 2 千円であった。収入率は、調定額に対して 98.0%の収入状況である。

(表 1 : 歳入決算の概要)

		(単位:千円・%)				
区分		予算額(A)	調定額(B)	決算額(C)	収入率	
					予算額 (C/A)	調定額 (C/B)
自主財源	町税	1,647,317	1,771,063	1,690,902	102.6	95.5
	分担金及び負担金	32,554	33,265	33,227	102.1	99.9
	使用料及び手数料	101,833	102,168	101,378	99.6	99.2
	財産収入	61,426	61,117	61,093	99.5	100.0
	寄附金	612,659	572,017	572,017	93.4	100.0
	繰入金	925,173	852,495	852,495	92.1	100.0
	繰越金	447,557	447,557	447,557	100.0	100.0
	諸収入	212,479	354,104	165,265	77.8	46.7
	小計	4,040,998	4,193,787	3,923,935	97.1	93.6
依存財源	地方譲与税	118,101	116,444	116,444	98.6	100.0
	利子割交付金	2,967	2,956	2,956	99.6	100.0
	配当割交付金	13,583	11,692	11,692	86.1	100.0
	株式等譲渡所得割交付金	17,656	17,939	17,939	101.6	100.0
	法人事業税交付金	16,371	16,940	16,940	103.5	100.0
	地方消費税交付金	396,359	396,163	396,163	100.0	100.0
	ゴルフ場利用税交付金	7,800	7,826	7,826	100.3	100.0
	環境性能割交付金	12,011	12,012	12,012	100.0	100.0
	地方特例交付金	9,313	12,192	12,192	130.9	100.0
	地方交付税	5,330,432	5,355,345	5,355,345	100.5	100.0
	交通安全対策特別交付金	1,371	1,524	1,524	111.2	100.0
	国庫支出金	1,334,233	1,126,224	1,126,224	84.4	100.0
	県支出金	1,216,769	1,118,001	1,118,001	91.9	100.0
	町債	1,382,600	925,200	925,200	66.9	100.0
	小計	9,859,566	9,120,457	9,120,457	92.5	100.0
合 計		13,900,564	13,314,243	13,044,392	93.8	98.0

自主財源の中心となる町税の調定額に対する収入率は 95.5%となり、前年度比 0.5 ポイント増となっている。現年度分については、99.09%の徴収率と前年度を下回っているが継続して高水準であることから、徴収業務の努力を評価するところである。

また、滞納繰越分の徴収率は昨年度を下回っている。以前として低水準の徴収率であり課題となっているので、引き続き滞納整理を進められたい。

(表 2 : 特別会計からの繰入金)

(単位: 千円)

会 計 名	令和7年度 繰入額	令和6年度 繰入額	増減額
介護保険特別会計	9,615	0	9,615
風力発電事業特別会計	57,402	0	57,402
中山財産区特別会計	50	50	0
上中山財産区特別会計	50	50	0
下中山財産区特別会計	50	50	0
逢坂財産区特別会計	50	50	0
合 計	67,217	200	67,017

特別会計からの繰入金は合計 6,721 万 7 千円で、昨年度と比べ 6,701 万 7 千円の増となっている。増額となった主な要因は、介護保険特別会計及び風力発電事業特別会計からの繰り入れがあったことが挙げられる。

(表 3 : 町税における不納欠損処分の状況)

(単位: 千円)

会計名	区分	令和7年度 不納欠損額	地方税法 第18条 (消滅時効)	地方税法 第15条の7第4項 (滞納処分の停止等)	地方税法 第15条の7第5項 (滞納処分の停止等)
一般会計	町民税	628	625	3	0
	固定資産税	5,425	3,600	240	1,585
	軽自動車税	304	159	13	132
	計	6,357	4,384	257	1,716

不納欠損処分については、町税における町民税、固定資産税、軽自動車税で 635 万 7 千円が処理されている。

(2) 歳出

歳出決算は、予算額 139 億 56 万 4 千円に対し、決算額は 126 億 3,546 万 5 千円である。

令和 8 年度へ 7 億 1,386 万 9 千円を繰越したため、不用額は 5 億 5,122 万 9 千円であり、令和 6 年度の 5 億 8,850 万 3 千円と比べ、3,727 万 4 千円減少した。

(表 4：歳出の概要)

(単位：千円・%)

区分	令和7年度		執行率	令和6年度	増減額
	予算額	決算額		決算額	
議会費	106,212	105,169	99.0	102,955	2,214
総務費	2,574,594	2,367,960	92.0	2,258,117	109,843
民生費	3,614,987	3,441,570	95.2	3,471,701	△ 30,131
衛生費	815,747	763,340	93.6	794,275	△ 30,935
農林水産業費	1,776,694	1,586,739	89.3	1,421,981	164,758
商工費	700,270	369,856	52.8	393,381	△ 23,526
土木費	1,003,907	829,678	82.6	818,689	10,989
消防費	328,787	324,878	98.8	305,278	19,600
教育費	1,649,524	1,534,248	93.0	1,140,547	393,701
災害復旧費	17,006	16,328	96.0	13,895	2,434
公債費	1,298,711	1,295,699	99.8	1,252,131	43,568
予備費	14,125	0	0.0	0	0
合 計	13,900,564	12,635,465	90.9	11,972,950	662,514

歳出は主に人件費や普通建設事業費、災害復旧事業費、維持補修費などの増により、令和 7 年度は前年度と比べて決算額が 6 億 6,251 万 4 千円の増となっている。

予算額に対する執行率は 90.9%で、令和 6 年度の執行率 90.2%と比べ、0.7 ポイントの増となっている。

2. 特別会計

各特別会計の執行状況等は以下の表のとおりである。

(表 5 : 各特別会計の執行状況)

(単位: 千円・%)						
特別会計	予算額	歳入決算額	収入率	歳出決算額	執行率	歳入歳出差引額
土地取得特別会計	59,339	59,463	100.2	59,339	100.0	124
開拓専用水道特別会計	25,157	23,059	91.7	23,036	91.6	23
国民健康保険特別会計	1,969,384	1,932,778	98.1	1,900,633	96.5	32,145
国民健康保険診療所特別会計	437,511	406,027	92.8	406,027	92.8	0
後期高齢者医療特別会計	337,977	333,052	98.5	332,124	98.3	929
介護保険特別会計	2,453,805	2,390,987	97.4	2,207,477	90.0	183,510
風力発電事業特別会計	117,321	115,923	98.8	115,923	98.8	0
温泉事業特別会計	9,225	8,781	95.2	8,781	95.2	0
宅地造成事業特別会計	15,100	14,029	92.9	14,029	92.9	0
索道事業特別会計	98,954	94,124	95.1	94,124	95.1	0

(表 6 : 不納欠損額の状況)

(単位: 千円)		
会計名	区分	令和7年度 不納欠損額
国民健康保険特別会計	国民健康保険税	2,880
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者保険料	14
介護保険特別会計	介護保険料	286
	計	3,180

特別会計における不納欠損処分は、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料で 318 万円が処理されている。

(表 7 : 一般会計からの繰入金)

(単位: 千円)

会 計 名	令和7年度 繰入額	令和6年度 繰入額	増減額
土地取得特別会計	58,857	0	58,857
開拓専用水道特別会計	6,700	16,910	△10,210
国民健康保険特別会計	163,385	170,321	△6,936
国民健康保険診療所特別会計	92,105	89,965	2,140
後期高齢者医療特別会計	85,878	93,108	△7,231
介護保険特別会計	333,905	345,452	△11,547
温泉事業特別会計	2,611	9,676	△7,065
宅地造成事業特別会計	612	0	612
索道事業特別会計	8,135	8,318	△183
合 計	752,188	733,751	18,437

一般会計からの繰入金は合計 7 億 5,218 万 8 千円で、昨年度と比べ 1,843 万 7 千円増となっている。増額した要因としては、土地取得特別会計などが増額になったことがあげられる。

(1)土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額 5,946 万 2 千円に対し、歳出総額 5,933 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 12 万 4 千円である。歳入は土地開発基金の利息や土地の貸付収入、一般会計繰入金であり、歳出はすべて土地開発基金への繰出をおこなっている。

(2)開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,305 万 8 千円に対し、歳出総額 2,303 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 2 万 2 千円である。歳入は管理収入（給水料）及び施設管理負担金が主となっているが、令和 7 年度は一般職給料や委託料などへの充当として一般会計から 670 万円繰り入れおり、令和 6 年度の 1,691 万円と比較して 1,021 万円の減となっている。また、開拓専用水道施設整備基金は令和 7 年度末残高が 3 万 7 千円となっている。歳出は施設の修繕料と委託料が主となっている。

(3)国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 19 億 3,277 万 8 千円に対し、歳出総額は 19 億 63 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 3,214 万 5 千円である。

国民健康保険税は、調定額 3 億 4155 万円に対し、収入済額 3 億 903 万 4 千円で、不納欠損処分を 288 万円行い、収入未済額は 2,963 万 6 千円となっている。

国民健康保険税の徴収率については、現年度分は前年比 0.68 ポイント減の 97.34%、過年度繰越分は前年比 1.59 ポイント増の 31.72%となり、合計では、1.23 ポイント増の 91.25%となっている。

(4)国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 4 億 602 万 7 千円に対し、歳出総額 4 億 602 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。一般会計繰入金は 9,210 万 5 千円で、うち財源補填分は 7,850 万円である。

(表 8 : 各診療所実質収支額の推移)

	(単位:千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大山診療所	△ 14,948	△ 20,898	△ 22,278
大山口診療所	△ 6,383	△ 28,894	△ 30,698
名和診療所	△ 6,646	△ 15,607	△ 14,628
計	△ 27,977	△ 65,399	△ 67,604

(5)後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 3 億 3,305 万 2 千円に対し、歳出総額 3 億 3,212 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 92 万 9 千円である。一般会計からは 8,587 万 8 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 1 万 4 千円行っている。収入未済額は 3 万 2 千円となっている。

(6)介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 23 億 9,098 万 7 千円に対し、歳出総額 22 億 747 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 1 億 8,351 万円である。一般会計から 3 億 3,390 万 5 千円の繰り入れを行っている。また、不納欠損処分を 28 万 6 千円行い、収入未済額は 14 万 3 千円となっている。

(7)風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1 億 1,592 万 3 千円に対し、歳出総額 1 億 1,592 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。売電収入は 704 万 2 千円で前年度比約 83.10%の減であったが、これは解体手続きへ移行したことによるものである。

(8)温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 878 万 1 千円に対し、歳出総額 878 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。一般会計から 261 万 1 千円の繰り入れを行っている。

入浴者数は前年度実績比で 3.0%増となっている。

(9)宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 1,402 万 9 千円に対し、歳出総額 1,402 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。

(10)索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 9,412 万 4 千円に対し、歳出総額 9,412 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 0 円である。繰入金は、一般会計から 813 万 5 千円で、索道事業基金から 1,413 万 5 千円であり、合計 2,227 万円となった。

(表 9：営業実績の推移)

(単位：日・万人・千円)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
営業日数	88	90	93	85
入込客数	11.6	7.6	11.1	10.6
繰入金	11,168	13,288	20,454	22,270
指定管理納付金(収益比例分)	0	0	0	0
指定管理納付金(定額分)	9,065	12,091	13,743	10,937

今シーズンは、大雪や強風による週末のリフト運休の影響もあり昨シーズンと比較して、営業日数は 85 日間で 8 日間短く、最終入込客数も 10.6 万人と昨年度を下回った。

第 4 基金運用状況について

令和 7 年度末の基金現在高は 64 億 547 万 7 千円と、前年度末に比べて 4 億 6,531 万 9 千円減少している。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて 19 基金あり、このうち 17 基金が一括運用されているところである。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められる。基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られてきているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたい。

第 5 財産管理の状況について

令和 7 年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第 6 指摘事項等について

【指摘事項】

令和 7 年度決算審査においては、指摘事項はありません。

【監査意見】

1 長期化する滞納・未収債権への対応について（税務課、水道課、建設課）

滞納状況を確認したところ、相当以前に発生した債権が残っている事例が見受けられた。

長期化する滞納案件や未収債権については、不良債権化を防止するとともに、回収の実効性向上及び職員負担の軽減を図るため、弁護士等の専門家の活用を含めた対応について検討されたい。

2 診療所運営の改善について（健康推進課）

診療所運営については、医薬品の共同購入を検討し、効率的な運営による収支改善に努められたい。

また、運営改善に向けた取組については、本年度以降も継続的に推進し、安定した診療所運営の実現を図られたい。

3 各種委員会等の効果的な運営について（こども課、総合福祉課、社会教育課）

各種委員会等の出席状況について、一部に委員の出席率が低い状況が見受けられたことから、出席率の向上に向け、委員の選出方法や日程調整の在り方を見直すとともに、実際に活動・参加できる環境づくりに努められたい。

特に、大山町子ども・子育て会議、民生委員推薦会、地域福祉計画推進事業に係る委員会及び社会教育委員については、委員会の実効性が確保されるよう、適切な委員会の開催に配慮されたい。

4 各課における事務局業務及び事務の効率化について（全体）

各課に事務局を設置し、通帳管理や会計事務等を職員が担っている業務については、職員の事務負担が大きくなっている状況が見受けられた。

事務局を行政が担う必要性について改めて検証するとともに、団体への移管や事務の見直しを含め、事務の整理・効率化に向けた取組を検討されたい。

また、活動が休止中の団体の通帳については、速やかに整理するなど、適切な対応を講じられたい。

5 老人クラブ補助金交付要綱の適正な例規管理について（長寿支援課）

老人クラブ補助金の執行状況を確認するため、収支報告書等の提出を求め、補助金の算定方法について大山町老人クラブ補助金交付要綱を確認した。

その結果、要綱の規定と補助金の交付実態との整合性について疑義が認められたため、調査したところ、大山町老人クラブ連合会に対する補助率は平成 28 年の要綱改正により「2 分の 1」から「10 分の 10」に変更されていたにもかかわらず、事務手続の漏れにより例規システムへ反映されていないことが判明した。

本件については、速やかに例規システムへ改正内容を反映するとともに、再発防止に努められたい。